

令和6年度第8回三春町農業委員会議事録

- 1 令和6年11月14日（木）午後2時20分より三春町役場2階大会議室において令和6年度第8回三春町農業委員会を開催した。
- 2 出席委員 12名
2番 山口陽一 3番 渡邊重吉 4番 大内将
5番 加藤不二夫 6番 影山忠夫 7番 内藤保次
8番 門馬稔治 9番 小林孝 10番 新田俊男
11番 大津早苗 12番 本田儀勇 13番 橋本正亀
- 3 欠席委員 1名
1番 増子弘子
- 4 事務局からの出席者 3名
事務局長：遠藤 晃
事務局次長：近内信二
事務局主事：志賀瑞樹
- 5 審議案件
議案第22号 現況確認証明申請について
議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 6 事務局より、農業委員会に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第3項の規定により過半数が出席したので会議は成立したことを告げた。
- 7 議長指名により議事録署名人を選任した。
3番 渡邊重吉 委員 4番 大内将 委員

9 議事

事務局長： それでは、議事に入ります。
会長の議長でよろしくお願いいたします。

議案第22号 現況確認証明申請について

議長： 「議案第22号 現況確認証明申請について」を議題とします。

はじめにNo.1について、事務局の説明を求めます。

事務局： この案件は、地目変更登記を行うため、非農地であることの証明申請です。
場所は、かんのや本店から東へ200mの地点です。

事務局： (議案説明)

議長： 現地調査をした12番本田委員から現地調査の結果を報告してください。

委員： 12番 本田 儀勇 委員、現地調査報告

委員： 11月7日午後2時から、大津委員、相川推進委員及び事務局と私で、現地調査を行い、申請書を確認しました。
申請地は、周囲の山林と一体となっているような状態でした。また接道も無く、大きな機械も入ることが出来ず今後農地に戻すことは難しいものと見受けられます。
以上、現地調査の報告といたします。

議長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。

一同： 質問、意見等なし

議長： 質問、意見等ないようですので、採決いたします。
この案件について、非農地とすることにご異議ありませんか。

全員： 異議なし。

議長： 異議がないようですので、この案件を、申請どおり証明することに決定いたします。

議長： 続いて、No2について事務局の説明を求めます。

事務局： この案件は、地目変更登記を行うため、非農地であることの証明申請です。
場所は、芹ヶ沢集会所から南東へ500mのところ。

事務局： (議案説明)

議長： 現地調査をした2番山口委員から現地調査の結果を報告してください。

議 長： 異議がないようですので、この案件を、申請のとおり許可することに決定いたします。

議 長： 続いてNo. 2について事務局の説明を求めます。

事務局： この案件は、農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請により、農地の所有権を移転しようとするものです。
場所は、西方地内カフエnanaraから南西へ約400mのところではす。

事務局： (議案説明)

議 長： 現地調査をした10番新田委員から現地調査の結果を報告してください。

委 員： 10番 新田俊男 委員、現地調査報告

委 員： 11月6日午前10時から、事務局と私で、現地調査を行い、申請書を確認しました。
申請地は、草刈り等が行われ適正に管理されていることから許可することに異議は無いものと思われます。
以上、現地調査の報告といたします。

議 長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。

一 同： 質問、意見等なし

議 長： 質問、意見等ないようですので、採決いたします。
この申請について、許可することにご異議ありませんか。

全 員： 異議なし。

議 長： 異議がないようですので、この案件を、申請のとおり許可することに決定いたします。

議 長： 続いてNo. 3について事務局の説明を求めます。

事務局： この案件は、農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請により、農地の所有権を移転しようとするものです。
場所は、三春の里から西へ約400mのところではす。

事務局： (議案説明)

議 長： 現地調査をした10番新田委員から現地調査の結果を報告してください。

委 員： 10番 新田俊男 委員、現地調査報告

委 員： 11月6日午前10時30分から、事務局と私で、現地調査を行い、申請書を確認しました。
申請地は、現在も作付けされており適正に管理されていることから許可することに異議は無いものと思われます。
以上、現地調査の報告といたします。

議 長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。

- 6番委員： 譲渡人の両親は健在ですか。
- 10番委員： 両親はすでに亡くなっております。譲渡人も現在郡山に住んでおり、今回西方内の居住もすべて売り渡すこととなっております。
- 議長： その他に質問などありますか。
- 一同： 質問、意見等なし
- 議長： 質問、意見等ないようですので、採決いたします。
この申請について、許可することにご異議ありませんか。
- 全員： 異議なし。
- 議長： 異議がないようですので、この案件を、申請のとおり許可することに決定いたします。

議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請について

- 議長： 「議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。
No. 1について事務局の説明を求めます。
- 事務局： この案件は、農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請で、農地を宅地に転用しようとするものです。
場所は御木沢小学校から西へ50mのところです。
- 事務局： (議案説明)
- 議長： 現地調査をした12番本田委員から現地調査の結果を報告してください。
- 委員： 12番 本田 儀 勇 委員、現地調査報告
- 委員： 11月7日午後2時30分から、事務局と現地調査を行い、申請書を確認しました。
申請地については、北側を宅地、東側を道路、西側を公衆用道路、南側を田に囲まれています。
しかし、南側の農地とは1m程度の高低差があり、他農地へ及ぼす影響はないものと見受けられますので、この転用は止むを得ないものと思われまます。
以上、現地調査の報告といたします。
- 議長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。
- 一同： 質問、意見等なし
- 議長： 質問、意見等ないようですので、採決いたします。
この申請について、許可相当とすることにご異議ありませんか。
- 全員： 異議なし。

議 長： 異議がないようですので、この案件を、申請のとおり許可相当とすることに決定いたします。

議 長： 本日の審議案件は以上でありますので、第8回三春町農業委員会の議事を終了いたします。

10 令和6年度第8回三春町農業委員会を午後2時38分に閉会した。

本議事録を作成し、ここに相違ないことを認め署名する。

議 長 橋本 正亀

3 番委員 渡邊 重吉

4 番委員 大内 将